

実施方針等に関する説明会、質問・意見及び対面対話の実施及び受付等について

1 実施方針等に関する説明会及び現地説明会

実施方針等に関する説明会及び現地説明会を以下のとおり開催する。また、希望者には説明会終了後に現地説明会を行う。

日時	令和7年11月4日（火）13時30分～
場所	今治市中央公民館 2階 第1学習室・第2学習室
参加申込受付期間	令和7年10月24日（金）から令和7年10月31日（金）午後3時まで

(1) 申込方法

説明会への参加を希望する者は、「実施方針等に関する説明会及び現地説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「説明会」と記載すること。

なお、電子メール送信後、電話にて受信等の確認を必ず行うこと。

(2) 送信先

今治市 こども未来部 こども未来政策局 ネウボラ政策課

電子メール：neuvola@imabari-city.jp

電話：0898-36-1553

2 実施方針等に関する質問、意見及び対面対話の受付

実施方針等に関する質問、意見及び対面対話の受付は、以下の手順により行う。

受付期間	令和7年11月5日（水）から令和7年11月7日（金）午後3時まで
------	----------------------------------

(1) 提出方法

下記（2）の提出書類を電子メールに添付し送信すること。

なお、当該提出書類の提出後、電話にて受信等の確認を必ず行うこと。

(2) 提出書類

ア 実施方針等に関する質問書（様式2）

イ 実施方針等に関する意見書（様式3）

ウ 対面対話に関する申込書及び質問書（様式4及び様式5）

(3) 送信先

上記1（2）の送信先に同じ。

3 対面対話の実施

対面対話を以下のとおり開催する。

実施日	令和7年11月13日（木）及び14日（金）のいずれかの日
-----	------------------------------

(1) 実施要領

参加者に対して、当日における対面対話の実施要領を送付する。

(2) 質疑事項の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式5の質問事項、また当日の参加者からの質問事項を、市と参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を市のホームページで公表する。ただし、参加者固有のノウハウに基づく部分については、市と参加者の協議の上、公表しないことがある。

4 実施方針等に関する質問、意見に対する回答・公表

実施方針等に関する質問に対する回答は、市のホームページで公表する。

公表日	令和7年12月12日（金）
-----	---------------